－ 若手研究者（40歳以下）数－

*【記載要領】*

* *「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（**令和3年3月26日閣議決定）において、若手研究者の育成・活躍促進が掲げられています。NEDOにおいてもこれらの活動を促進するため、その一環として事業における当該研究者の参加予定数について、以下に記入の上、提出をお願いします。いただいた情報は主任研究者研究経歴書と併せて、研究開発等実施体制の審査のために利用されます。*
* *提案者で登録予定の研究者を対象としてください。委託先・共同研究先は除きます。*
* *年齢は研究開始年度の4月1日時点を基準としてください。*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案法人名 | 40歳以下の研究者数 | 41歳以上の研究者数 |
| ○○株式会社 | 3 | 10 |
| ○○大学 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※必要に応じて、適宜行を追加してください。

－　ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について　－

* 2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されたことを受け、NEDOにおいてもワーク・ライフ・バランス等推進企業に対して加点評価を行っています。
* 本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況について、提出時点を基準として記載ください。また証拠書類等の提出をお願いする場合があります。
* 加点対象となる認定等の区分については、次ページの「（参考）加点対象となる認定等の区分」を参照ください。

対象：提案書の実施体制に記載される補助先・委託先（補助事業の場合の委託先・共同研究先、委託事業の場合の再委託・共同実施先は除く）

※提出時点を基準としてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案法人名 | 常時雇用する労働者数 | 認定状況及び取得年月日（認定が無い場合は無しと記入） |
| ○○株式会社 | ○名 | えるぼし認定１段階（○年○月○日） |
| ○○株式会社 | ○名 | えるぼし認定行動計画（○年○月○日）、  ユースエール認定 |
| ○○大学 | ○名 | プラチナくるみん認定（○年○月○日） |
|  |  |  |

※必要に応じて、適宜行を追加してください。

※証拠書類等の提出をお願いする可能性があります。

*（参考）*

*加点対象となる認定等の区分*

|  |  |
| --- | --- |
| *認定等の区分* | |
| *女性活躍推進法に基づく認定※1*  *（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等* | *プラチナえるぼし※2* |
| *3段階目※3* |
| *2段階目※3* |
| *1段階目※3* |
| *行動計画※4* |
| *次世代育成支援対策推進法に基づく認定※5*  *（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）* | *プラチナくるみん※6* |
| *くるみん（令和7年4月1日以降の基準）※7* |
| *くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※8* |
| *トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）※9* |
| *くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※10* |
| *トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※11* |
| *くるみん（平成29年3月31日までの基準）※12* |
| *行動計画（令和7年4月1日以後の基準）※4、※13* |
| *若者雇用促進法に基づく認定※14*  *（ユースエール認定企業）* | |

*※1：「女性活躍推進法特集ページ」参照。*

[*https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html*](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html)

*※2：女性活躍推進法第12条に基づく認定*

*※3：女性活躍推進法第9条に基づく認定*

*なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。*

*※4：常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。*

*※5：「くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークについて」参照。*

[*https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\_kosodate/kurumin/index.html*](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html)

*※6：次世代法第15条の2の規定に基づく認定*

*※7：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定*

*※8：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定（ただし、※10及び※12の認定を除く。）*

*※9：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定*

*※10：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定（ただし、※12の認定を除く。）*

*※11：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定*

*※12：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定*

*※13：次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの*

*※14：ユースエール認定制度*

[*https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/staticpage.action?action=ouensengen#youthyale-area*](https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/staticpage.action?action=ouensengen#youthyale-area)

【加点対象認定】

（参考：女性活躍推進法特集ページ　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定等の区分 | |
| 女性活躍推進法に基づく認定  （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業） | １段階目※１ |
| ２段階目※１ |
| ３段階目※１ |
| プラチナえるぼし※２ |
| 行動計画※３ |
| 次世代法に基づく認定  （くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） | くるみん（旧基準）※４ |
| くるみん（新基準）※５ |
| プラチナくるみん |
| 若者雇用促進法に基づく認定  （ユースエール認定企業） | |

※１　女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

　 ※２　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法第24 号)による改正後の女性活躍推進法第12 条に基づく認定

※３　常時雇用する労働者の数が300 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※４　次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定

※５　次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29 年厚生労働省令第31 号）による改正後の認定基準に基づく認定

事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料について（任意）

　「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和３年11月８日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。

　加点を希望する提案者は、留意事項をご確認の上、様式による表明書をご提出ください。

（留意事項）

１．給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は３％、中小企業等は1.5％以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に加点いたします。（事業開始までに公表されている必要があります。）

２．給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。

３．提案者が複数者からなるコンソーシアム等の場合は、代表法人が企業等であって、賃上げの実施を表明した場合を加点対象といたします。

４．表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにNEDOに理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社webページ等）いただきます。

５．すでに本表明書を当該年度中にNEDOへ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたり（又は提案する研究開発事業に参画する研究員）の平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○％以上とすることを表明します。

また、交付決定を受けた後、表明した賃金引上げが予定通り行われなかった場合は、速やかに報告いたします。

公表日（又は公表予定日）：●年●月●日

公表場所：自社webサイト

令和　年　　月　　日

　株式会社○○○○

　（住所を記載）

　代表者氏名　○○　○○

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたり(又は提案する研究開発事業に参画する研究員)の平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○％以上とすることを表明します。

また、交付決定を受けた後、表明した賃金引上げが予定通り行われなかった場合は、速やかに報告いたします。

公表日（又は公表予定日）：●年●月●日

公表場所：自社webサイト

令和　年　　月　　日

　株式会社○○○○

　（住所を記載）

　代表者氏名　○○　○○